

霞台厚生施設組合告示第 17 号

条件付き一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 16 日

霞台厚生施設組合 管理者 谷島洋司

1 入札に付する事項	
件名	霞台厚生施設組合（仮称）余熱利用還元施設建設地造成工事
工事場所	小美玉市高崎地内
工事概要	土工（盛土） 一式 排水構造物 一式 擁壁工 一式 地盤改良工 一式
工期	契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 15 日まで
予定価格	金 80,640,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。（ランダム係数方式により最低制限価格を算出） 本工事の最低制限基本価格は「土木工事等」として算出する。 別紙「石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領」参照。

2 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えているものとする。	
(1) 入札参加資格	ア 令和 3・4 年度霞台厚生施設組合建設工事入札参加名簿に登録されていること。 イ 令和 3・4 年度の「霞台入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において土木一式工事の総合評定値が 750 点以上であり、土木一式工事の完成工事高を有すること。 ウ 特定建設業の許可を有していること。 エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。

	<p>オ 茨城県及び石岡市，小美玉市，かすみがうら市，茨城町の定める建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。ただし，指名停止期間は当該入札の告示日を基準とする。</p> <p>カ 法人名及び法人代表者において石岡市，小美玉市，かすみがうら市，茨城町の市・町税が課税対象となっている場合，当該入札参加申請時に当該市・町税を完納していること。ただし，告示日現在で納期限が到来しているものに限る</p> <p>キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ，競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。</p>
(2) 所在地要件	石岡市，小美玉市，かすみがうら市，茨城町内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。
(3) 経営事項審査	建設業法第 27 条の 23 に規定する「経営事項審査」について，公告日から落札者が決定する日までの間において，受審した経営事項審査が有効であること。
(4) 手持ち工事の数	なし
(5) 同時落札制限	なし
(6) 手持ち工事の制限	なし
(7) 技術者の配置	建設業法第 26 条に基づき技術者等を適正に配置できること。

3 設計図書等の閲覧	
閲覧期間	公告日から令和 3 年 10 月 12 日（火）午後 5 時までとする。
閲覧方法	霞台厚生施設組合ホームページに掲載。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付日時	公告日から令和 3 年 9 月 22 日（水）午後 5 時までとする。
(2) 質疑提出先及び方法	<p>本工事内容の質疑は，FAX で質問書を提出すること。</p> <p>霞台厚生施設組合 建設計画課</p> <p>電話番号 0299-56-7773</p> <p>FAX 番号 0299-26-8660</p>
(3) 回答日時及び方法	令和 3 年 9 月 27 日（月）までに，質問者に回答するとともに，霞台厚生施設組合ホームページにおいて公表する。

5 入札方法等	
(1) 入札方法	<p>ア 郵便入札とする。また、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている一般書留又は簡易書留のいずれかとする。</p> <p>イ 必要書類は、紙入札用の指定様式を使用すること。</p> <p>ウ 必要書類は指定する提出期間に必着とする。</p> <p>エ 入札回数は 1 回とする。</p>
(2) 入札書等の受付期間	<p>令和 3 年 9 月 28 日（火）から</p> <p>令和 3 年 10 月 11 日（月）午後 4 時までとする。</p>
(3) 入札時の添付書類	<p>ア 入札書（郵便入札用）</p> <p>イ 積算内訳書</p> <p>ウ 誓約書</p>
(4) 入札書送付先	<p>郵便番号 311-3433</p> <p>霞台厚生施設組合 建設計画課 あて</p> <p>日本郵便株式会社石岡郵便局留</p> <p>（ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出しく ださい。</p> <p>※封筒には、工事件名、入札日、会社名の記載があること。</p>
(5) その他	<p>ア 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。</p> <p>イ やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。</p> <p>ウ 入札者は、その提出した入札書及び積算内訳書の書き換え、引換え又は撤回することができない。また、積算内訳書を追加することもできない</p> <p>エ 提出する積算内訳書には、住所、商号又は名称及び氏名を記載し、押印をすること。記載のない積算内訳書を提出したものが提出した入札書は「無効」とする。</p>

6 入札（開札）	
(1) 入札（開札）日時	令和 3 年 10 月 13 日（水）午前 10 時 00 分
(2) 入札（開札）場所	霞台厚生施設組合 管理啓発棟 2 階 大会議室 小美玉市高崎 1824-2
(3) 入札（開札）の立会い	開札の際の立会いを希望する場合は、当該入札案件の入札参加者とし、令和 3 年 10 月 12 日（火）午後 4 時までに「入札

	<p>(開札) 立会い希望申請書」を建設計画課へ FAX で送信すること。</p> <p>FAX 番号 0299-26-8660</p> <p>なお、会場の都合により、立会いは 1 社 1 名とする。</p> <p>入札参加者が立会いできない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 1 項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立会うこととする。</p>
(4) 入札結果の公表	<p>落札決定後（事後審査後）に、霞台ホームページに入札結果を公表する。</p>

7 落札候補者の決定	
(1) 落札者の決定	<p>(1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格以下で最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。</p> <p>但し、個別の入札公告において次のいずれかの設定をしている案件については次の該当する制限の範囲内で、最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。</p> <p>ア 最低制限価格を設定している案件については、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内</p> <p>イ 調査基準価格を設定している案件については、予定価格と調査基準価格の制限の範囲内</p> <p>ウ 調査基準価格及び失格基準価格を設定している案件については、予定価格と失格基準価格の制限の範囲内</p> <p>(2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。</p> <p>※『くじによる落札者の順位決定方法』を参照</p>

8 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期限	<p>落札候補者通知があった日の翌日まで（※ただし、翌日が土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合はその翌日とする。）</p>
(2) 提出書類及び方法	<p>ア 一般競争入札参加申請書</p> <p>イ 建設業の許可証明書の写し又は一般建設業（又は特定建設業）の許可についての写し</p> <p>ウ 最新の経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>エ 配置予定者の現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用を確認する書類</p>

	<p>オ 配置予定者の主任（監理）技術者の資格等を確認する書類</p> <p>カ 専任技術者証明書の写し</p> <p>キ 経營業務の管理責任者証明書の写し</p> <p>上記の書類を，建設計画課へ FAX で送信すること。</p> <p>FAX 番号 0299-26-8660</p>
--	---

1 0 落札者の決定方法（事後審査型入札）	
	(1) 競争参加資格を証明する書類により，落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
	(2) 競争参加資格審査の結果，競争参加資格があると認められたものを落札者とする。 但し，失格基準価格を設定している案件において，落札候補者が調査基準価格と失格基準価格の制限の範囲内に申込みした場合は石岡市低入札価格調査制度実施要領（第 12 条参照）による。
	(3) 競争参加資格審査の結果，競争参加資格がないと認められた場合には，次点の最低の価格の申込みをした者を落札候補者とし，この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。
	(4) 個別の入札公告において同時落札制限（取り落ち）の指定がある場合，該当案件については予定価格の大きい順に落札者を決定し，落札者は以降の該当案件の落札者になることができない。

1 1 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	要する。（契約金額の 1/10 以上の額とする。）ただし，利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付すか，履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証を免除する。

1 2 前金払及び中間前金払	
(1) 前金払	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と前金払の保証

	契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。
(2) 中間前金払	中間前金払の認定を受け、保証事業会社と中間前金払の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前金払を請求できる。

1.3 入札の無効

以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者の入札(明らかに入札参加資格要件を満たしていない者がした入札は開札を行わず失格とする。)
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 談合等、公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札
- (4) 入札書と積算内訳書の金額が一致しない入札
- (5) 入札書又は積算内訳書が2通以上提出された入札
- (6) 入札公告に定める期日までに建設計画課に提出されなかった入札書を提出した者の入札
- (7) 入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札
- (8) 積算内訳書が提出されない入札
- (9) 公表した予定価格を上回る金額での入札
- (10) 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札
- (11) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札
 - ア 資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 資本関係において、親会社を同じくする子会社同士
 - ウ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - エ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - オ その他上記アないしエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 前各号のほか入札公告の入札条件に違反した入札

1.4 その他

- (1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるものとする。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (3) この工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられている。

- (4) 契約締結後、コリンズの登録をすること。
- (5) この入札に参加したものは、当該工事の下請けはできないものとする。
- (6) この工事について、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額を遵守すること。
- (7) この工事に対応する技術者（3箇月以上の雇用関係がある者）を建設業法第26条に従い、現場に配置できること。
- (8) 積算内訳書の金額と入札書の内容は一致していること。積算過程におけるミスは失格とする。また、積算内訳書に疑義が生じた場合は入札を保留として審査を行うことがある。なお、後日の審査結果によっては、入札の無効や指名停止処分とする場合がある。
- (9) 落札者に同額者が複数いた場合は、同額者による「くじ」で決定するものとする。
なお、くじの方法については『くじによる落札者の順位決定方法』を参照。
- (10) 入札参加に当たり虚偽の記載および過失による粗雑工事等については、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱により措置するものとする。また、開札日までに茨城県及び石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町において建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づき指名停止となった入札参加者については、入札無効とする。
- (11) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。